

理 由 書

(東三河都市計画道路 3・3・28号姫街道線ほか1路線)

1. 変更の概要

①路線名：3・3・28号姫街道線

3・3・28号姫街道線において、東三河都市計画事業豊川駅東土地区画整理事業の区画道路の配置見直しに伴い、一部区域を変更するものである。

変更内容	○一部区域を変更する。
------	-------------

②路線名：3・4・30号前田豊川線

歴史・文化資源や旧来の街並みを活かしたまちづくりと合わせて、道路の幅員構成などを再検討した結果、3・4・30号前田豊川線の一部区間の車線の数及び一部区域を変更するものである。

変更の延長	○約 500m		
変更内容	○一部区間の車線の数を変更する。		
		新	旧
	豊川駅西口駅前広場 ～ 3・4・409号公園線	2車線	4車線
	○一部区域を変更する。		
		新	旧
	3・4・71号古宿樽井線 ～ 3・4・409号公園線	22m	24m

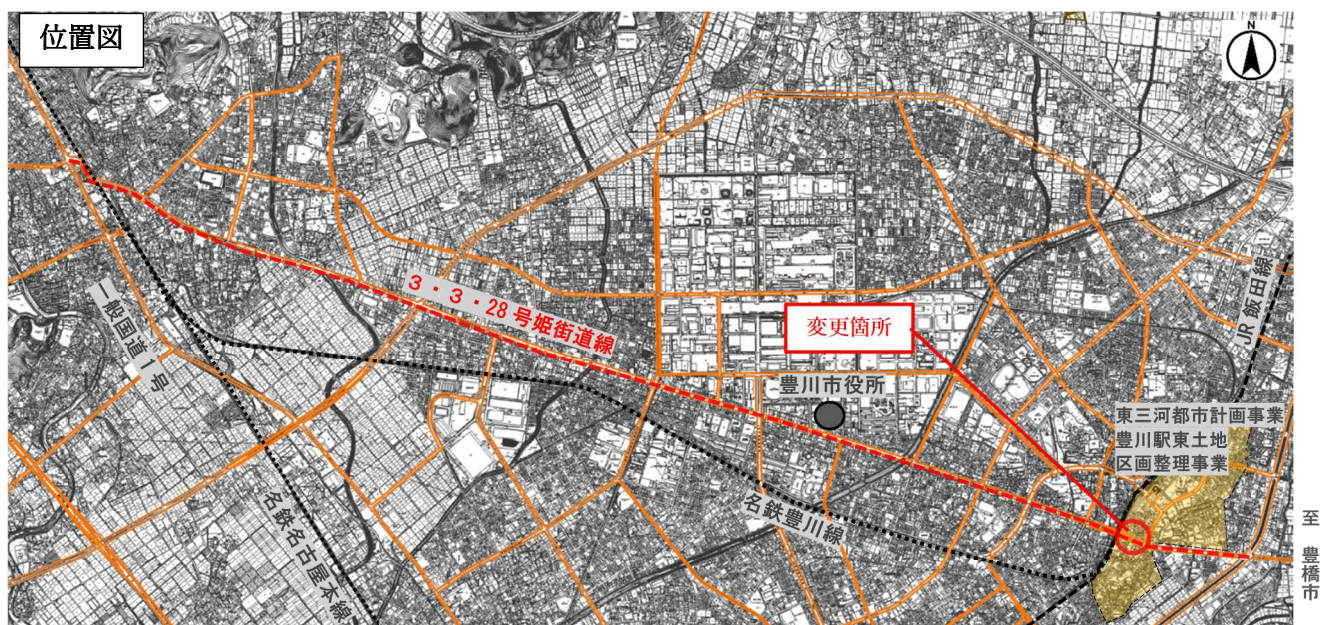
2. 都市計画変更の理由とその内容

(1) 都市計画変更の理由

①路線名：3・3・28号姫街道線

3・3・28号姫街道線は一般国道1号から豊川市中心部を通り、隣接の豊橋市を結ぶ幹線街路として昭和24年に都市計画決定され、令和4年の幅員等の計画変更などを経て、現在に至っており、これまで中心市街地より順次整備が進められています。

本路線に隣接する豊川駅東土地区画整理事業において、地域住民の利便性向上を目的とした区画道路の配置見直しに伴い、本路線の一部区域の変更を行います。



②路線名：3・4・30号前田豊川線

愛知県では、戦後から高度経済成長期にかけて多くの路線を都市計画決定し、整備することで、暮らしやすい市街地の形成や、産業、経済の発展などに大きく寄与してきました。その一方で、数多くの路線が未着手のまま残されている状況や、社会経済情勢が変化してきていること等を踏まえ、都市計画道路の見直しが求められています。このような状況の中、未着手の都市計画道路の必要性などを再検証し、必要に応じて計画の変更、廃止を行うため、その基本的な考え方にあたる「愛知県都市計画道路見直し方針」を平成30年8月に公表しました。

豊川市においても、豊川市全体の都市計画道路網の計画の妥当性について、定量的・定性的な観点から検証を行い、「豊川市の新しい都市計画道路網について～豊川市都市計画道路網見直し指針～」を平成31年1月に公表し、これまでに8路線の都市計画変更を行いました。

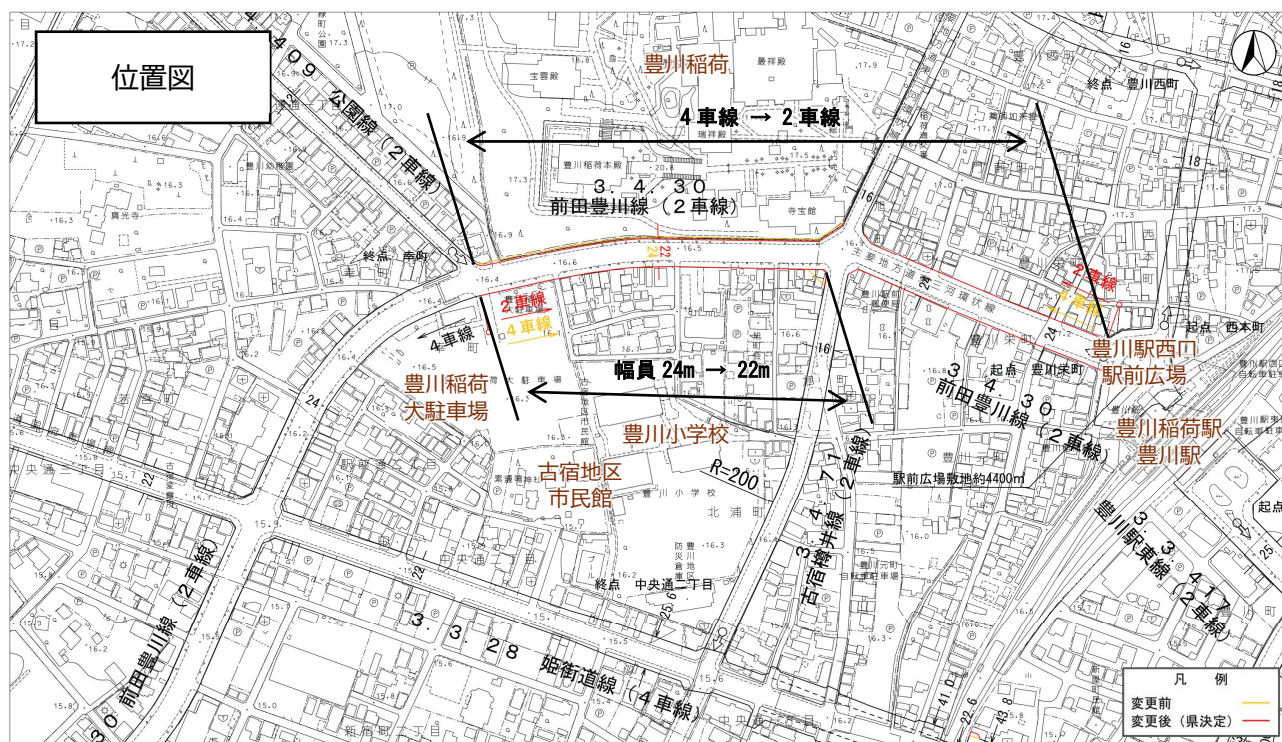
都市計画道路3・4・30号前田豊川線は、JR 豊川駅西口駅前広場から行明町高畑（豊橋市境）を結ぶ路線であり、起点付近では豊川市最大の観光資源である豊川稲荷に隣接するとともに、沿道には飲食店などが建ち並ぶ門前町が形成されております。

今回の変更は、豊川稲荷の72年ぶりの御開帳が控えるなか、歴史・文化資源や旧来の街並みを活かしたまちづくりへの機運が高まってきたことを受け、豊川駅から豊川稲荷を経て、豊川稲荷大駐車場までの約500mの区間において、見直し方針等に基づき、本路線の車線数や幅員

構成を見直すものです。

具体的には、豊川稲荷への歩行者動線や商業観光空間として、安全かつ賑わいのある歩行者優先の歩行空間を確保するため、車線数を4車線から2車線に減少するとともに、車道空間から歩行者空間へ道路空間を再配分し、歩道部幅員を見直します。なお、車線数の減少については、将来交通量に対して、2車線で円滑な交通処理が可能であることを確認しております。

また、本路線の一部区間（都市計画道路3・4・409号公園線間～都市計画道路3・4・71号古宿樽井線）は、現道幅員約22mに対して計画幅員は24mとなっており、現計画では約2m北側の豊川稲荷側に拡幅するものとなっております。しかしながら、現計画どおり整備を進めた場合には、豊川稲荷の石塀を撤去する必要があり、歴史的な景観の消失につながると考えられます。豊川稲荷には、国指定の文化財を始めとした歴史や文化があり、豊川稲荷周辺の歴史性や風格を感じられる良好な景観の保全のため、車線数や幅員構成を見直し、当該区間の計画幅員を24mから22mに変更します。



(2) 上位計画との整合

①路線名：3・3・28号姫街道線

平成31年3月に策定した「東三河都市計画区域マスタープラン」において、力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進に向けた目標として、「経済活動の効率性の向上や生産力の拡大を図るため、広域幹線道路網の充実や空港、港湾、高速道路インターチェンジ、産業集積地などへのアクセス道路の整備を推進します。」としています。

また、第6次豊川市総合計画（2016～2025年）においては、「拠点間や近隣の他都市を結んで地域間ネットワークを形成する幹線道路である地域連携軸」として位置づけられています。

さらに、第3次豊川市都市計画マスタープラン（目標年次：2030年度）においては、「地域間の交流を促進する地域幹線軸」として位置づけられています。

②路線名：3・4・30号前田豊川線

平成31年3月に策定した「東三河都市計画区域マスタープラン」において、「広域交通ネットワークを最大限活用しつつ、区域内の円滑な交通の確保や各拠点へのアクセス性の強化に向けて、質の高い交通環境の形成・充実を図ります」とするとともに、「既存ストックを最大限に活用し、インフラの老朽化も踏まえた効率的な都市経営の観点から、各施設の機能を明確にしたうえで、必要に応じた計画の見直しを行います」としています。

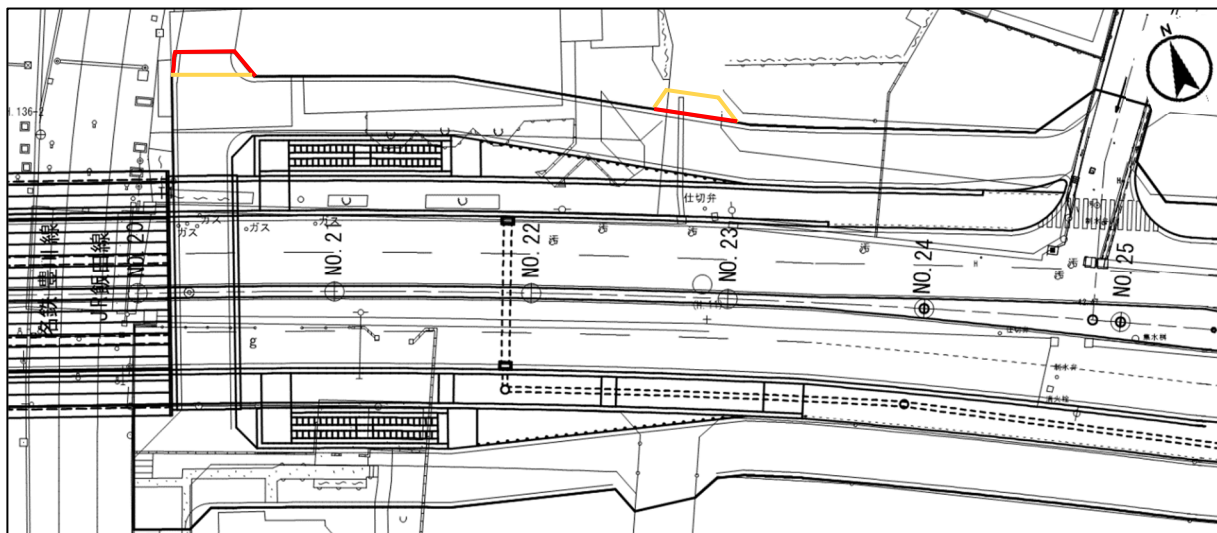
また、第3次豊川市都市計画マスタープラン（目標年次：2030年度）において、「豊川市都市計画道路網見直し指針において、見直し候補とした路線・区間については、廃止または変更に向け必要な検討、調整を図ります」としており、豊川稲荷周辺は、古くからの門前町らしい街並みを整えるなど、商業観光空間の維持・保全や、歴史性や風格を感じられる良好な景観形成を図ることとされています。

(3) 都市計画変更の内容

①路線名：3・3・28号姫街道線

都市計画道路3・3・28号姫街道線の副道部と交差する区画道路の位置の変更に伴い、取付部の区域を変更します。

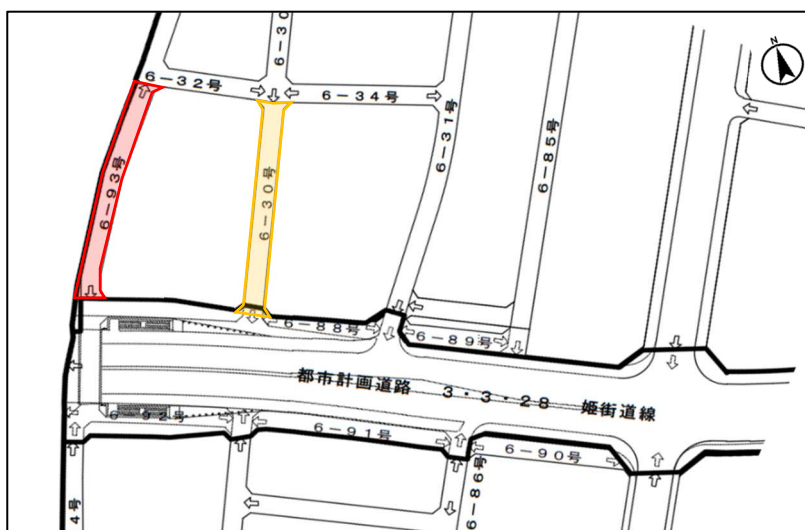
○支道取付部の変更



決定主体	変更前	変更後
県	—	—

【参考】

○豊川駅東土地区画整理事業における区画道路の配置見直し



凡例	
廃止区画道路	新設区画道路
—	—

②路線名：3・4・30号前田豊川線

・基本諸元

(3・4・409号公園線～3・4・71号古宿樽井線)

○将来交通量・設計速度・車線数

●自動車交通量

当該区間の計画交通量は、約5,300台/日です。

そのため、道路区分は第4種第2級の設計速度は40km/hとしています。

車線数については、計画交通量により2車線とします。

●歩道等

歩行者及び自転車の通行形態は、歩道及び自転車通行空間とします。

○幅員構成

●車道部

・車道…3.0mとします。

・自転車通行空間…1.5mとします。

●歩道部

(北側)

・歩道…3.0mとします。

・路上施設帯…0.5mとします。

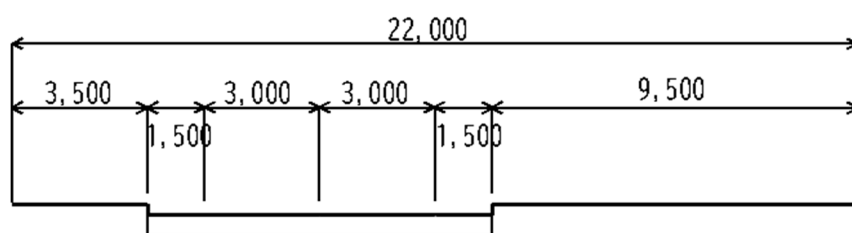
(南側)

・歩道…9.0mとします。

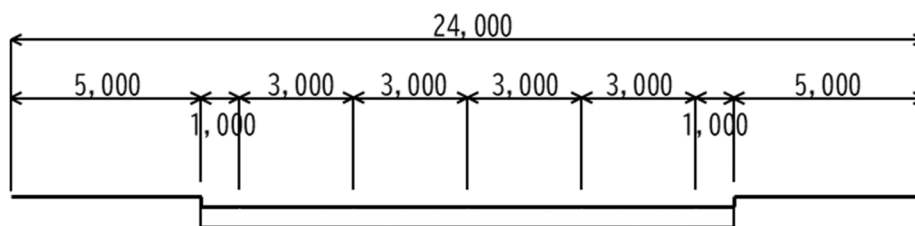
・路上施設帯…0.5mとします。

○道路幅員

(変更後) 幅員W=22.0m 2車線



(変更前) 幅員W=24.0m 4車線



(3・4・71号古宿樽井線～豊川駅西口駅前広場)

○将来交通量・設計速度・車線数

●自動車交通量

当該区間の計画交通量は、約1,800台/日です。

そのため、道路区分は第4種第3級の設計速度は40km/hとしています。

車線数については、計画交通量により2車線とします。

●歩道等

歩行者及び自転車の通行形態は、歩道及び自転車通行空間とします。

○幅員構成

●車道部

・車道…3.0mとします。

・自転車通行空間…1.5mとします。

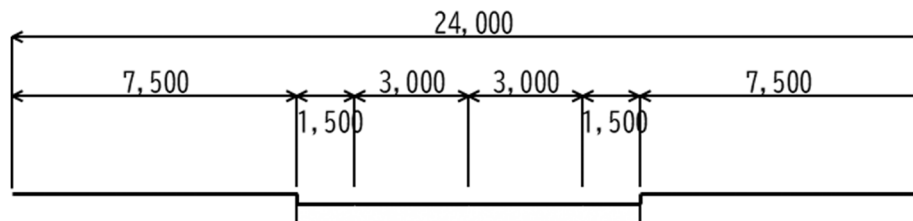
●歩道部

・歩道…7.0mとします。

・路上施設帯…0.5mとします。

○道路幅員

(変更後) 幅員W=24.0m 2車線



(変更前) 幅員W=24.0m 4車線

